

委員 長 報 告 書

さる 3 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 35 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 46 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部
を改正する条例について

を審査するため、3 月 13 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告します。

記

議案第 35 号は、被保険者間の税負担の公平を図る観点から賦課割合にお
ける資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割の 3 方式を基本とする
とともに、令和 9 年度を期限に、国民健康保険の財政運営主体である和歌山
県から示される、標準保険税率に段階的に移行するにあたり、各賦課割合
及び各保険税率を改正するものである。なお、保険税額の急激な上昇を抑
えるための激変緩和措置として、令和元年度から令和 5 年度まで橋本市国
民健康保険事業基金を活用することとしている。

委員から、現在の徴収率について ただしがあり、平成 30 年度医療分につ
いては 96.40%となっている との答弁がありました。

令和 9 年度に標準保険税率に和歌山県下が統一されると説明があったが、
もう少し早くすることはできないのか とただしがあり、平成 30 年度の国
民健康保険制度改正により、財政運営主体が都道府県単位に移行され、和
歌山県は制度改正から 10 年を目途に統一をしていくという方針が示されて
いる との答弁がありました。

和歌山県下の市町村で、現在保険税に違いはかなりあるか とただしが
あり、所得がどれぐらいあるか、医療をどの程度使っているか等により算
出されており、本市を含む紀北筋は医療提供環境が整っている分、高くな

っていると考えられ、他の市町村と比べ保険税に開きが見られる との答
弁がありました。

議案第 46 号は、橋本市民病院の使用料及び手数料等の納付について、医
療保険制度の特殊性に鑑み、病院事業管理規程に定める場合は、納期限を
別に定めることができるよう改正し、また、長年低く抑えていた分娩に要
する費用である「分娩介補料」を近隣市町、県下平均額と同等程度に改正
するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。